

地域銀行における仕組貸出 モニタリングレポート(2026)

令和 8 年 3 月



目次

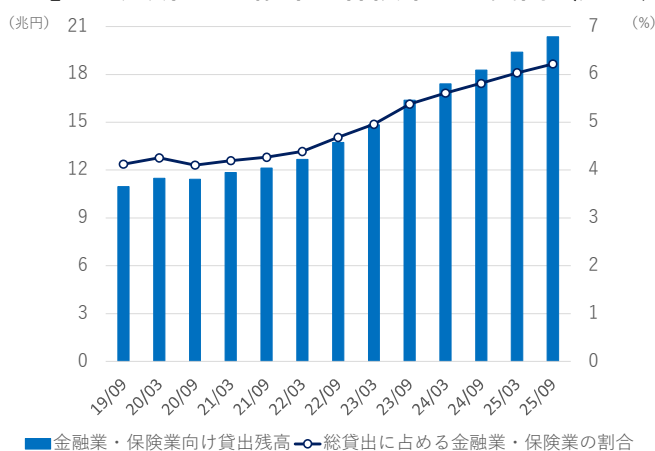
I. 公表の趣旨	1
II. 地域銀行による仕組貸出の取組状況	3
III. モニタリングにおける主な論点等	4
1. 商品性の留意点	4
(1) リスク管理上の留意点	4
(2) 開示上の留意点	4
2. 留意点を踏まえた対応	5
(1) リスク管理態勢の整備	5
(2) 開示の適切性・充実	9
IV. 今後のモニタリング方針	9

I. 公表の趣旨

金融庁では、我が国金融システムの安定を確保し、金融仲介機能の発揮を促す観点から、財務局とも連携し、地域銀行の経営管理や財務の健全性、業務の適切性等について、オンサイト（立入検査）・オフサイトのモニタリングを実施している。

近年、地域銀行の貸出は増加傾向にあり、業種別にみると、不動産業向けの貸出のほか、金融業・保険業向けの貸出も増加（図表1）している。特に、この金融業・保険業向け貸出には、有価証券を裏付資産としてデリバティブを組み込んだ仕組貸出が相応に含まれていると考えられ、近年の地域銀行による積極的な取組が示唆される。

【図表1】地域銀行：金融業・保険業向け貸出（兆円、%）



（出典）金融庁作成

仕組貸出は、貸出の形式をとりながら、有価証券を裏付資産としてデリバティブを組み込んだ金融商品等であるが、一般的な有価証券とは異なり、外部に対して詳細な情報が開示されず、その複雑な商品性から実態が把握しづらいなどの留意点がある。そのため、金融庁では、地域銀行等から各種データ等を徴求し、個別金融機関の取組状況をモニタリングするとともに、これまでも業界団体との意見交換¹等において、リスク管理態勢の強化やステークホルダーへの適切な説明を促してきた。

本レポートは、これまでのモニタリングで把握した仕組貸出の取組状況及びその商品性の留意点を整理するとともに、地域銀行がリスク管理態勢の強化や開示の充実に向けた対策を講じる上で重要な論点等を取りまとめたものである。地域銀行をはじめとした金融機関においては、本レポートを参考にリスク管理態勢の強化や開示の充実に取り組むよう期待している²。

なお、仕組貸出は、その類型により商品が持つ特性は様々である。そのため、金融庁は、本レポートを通じて仕組貸出の取組自体を否定するものではなく、今後の立入検査を含むモニタリングにおいても、本レポートの個々の論点等を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりするこ

¹ 2024年1月、2025年2月、同年6月における全国地方銀行協会・第二地方銀行協会との意見交換会 等

² 仕組貸出に係るリスク管理態勢の高度化に向けた取組については、通常の有価証券運用の事例を活用することも有益であるため、金融庁「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」（令和5年9月）も参照されたい

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230908-02/20230908-02.html>

とはしない。そして、モニタリングにあたっては、金融機関の規模・特性等を十分に踏まえた議論を行い、創意工夫を凝らした実効性のあるリスク管理態勢の整備や適切な開示をするよう促していく。

【参考】仕組貸出の概要

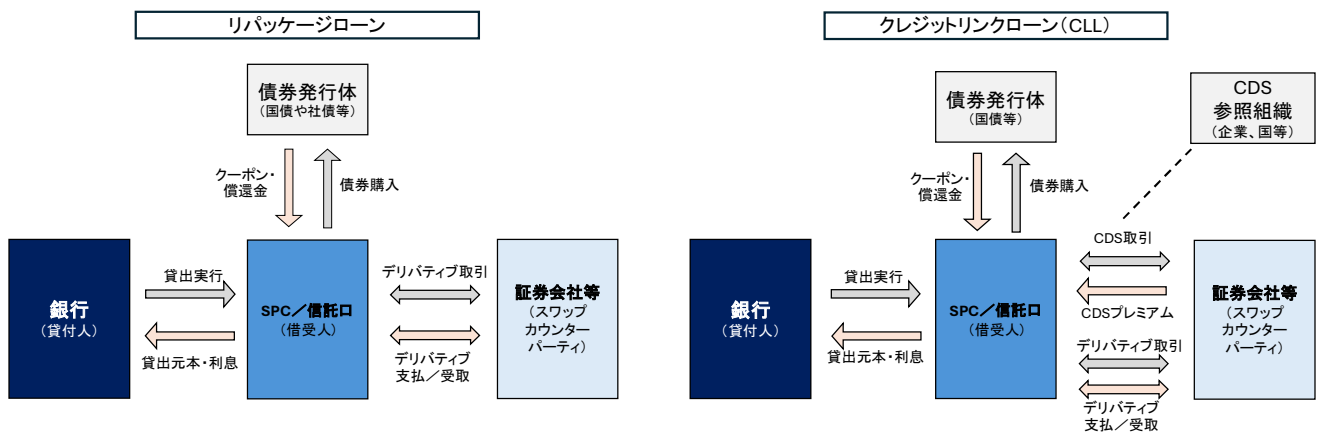
仕組貸出に係る明確な定義はないが、一般的に、狭義では、融資の形式をとりながら、有価証券（日本国債、地方債、普通社債、転換社債、劣後債等）を裏付資産として金利スワップやコールオプション等のデリバティブを組み込んだ貸出（リパッケージローン）や参照組織の信用リスクに連動したクレジットデフォルトスワップ（CDS）を組み込んだ貸出（クレジットリンクローン（CLL））などの金融商品である。また、広義ではシンジケートローンやノンリコースローン等を含む。このように、仕組貸出には、多様な商品類型が存在し、商品によって負っているリスクの程度や特性が異なるものの、総じて複雑な商品性を有するものが多く、取り組む際には相応の組成・管理コストが発生する。

なお、本レポートでは、原則、狭義の意味での仕組貸出について議論している。

（参考図表 1） 主な仕組貸出のコストやリスク

	リパッケージローン	クレジットリンクローン（CLL）
貸付人の主なコスト	・ 信託報酬、デリバティブ等の取引コスト	
貸付人の主なリスク	・ 流動性リスク、債券発行体・スワップカウンターパーティの信用リスク、オプション行使（期限前償還等）のリスク 等	・ 流動性リスク、債券発行体・CDSの参照組織・スワップカウンターパーティの信用リスク 等

（参考図表 2） 主な仕組貸出のスキーム図



(注1) 全ての仕組貸出が当該スキームに沿ったものとはならない。
(注2) SPC(特別目的会社)

II. 地域銀行による仕組貸出の取組状況

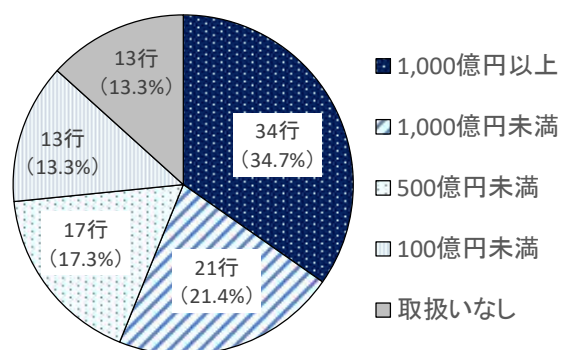
金融庁では、地域銀行から徴求したデータをもとに 2025 年 9 月末時点の仕組貸出の取組状況を集計した。その結果、地域銀行のうち 8 割強（図表 2）が仕組貸出を保有し、その残高は、11 兆円程度³（図表 3）となっている。

仕組貸出の内訳をみると、日本国債や社債・外債等のリパッケージローン（国債リパ、社債・外債等リパ）が残高全体の 5 割弱（図表 3）を占めている。また、仕組貸出の評価損益については、足元の市場金利の上昇に伴う裏付資産（債券等）の価格下落等により、残存期間が長い商品（図表 4）を中心に、足元では、評価損が発生している（図表 5）。

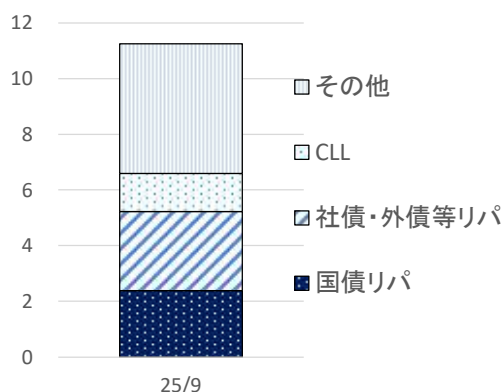
地域銀行へのヒアリングによると、仕組貸出自体はこれまでも社債・外債等リパッケージローンや CLL を中心に取り組みられてきたが、近年は日本国債リパッケージローンに注力する金融機関も増え、その結果、仕組貸出全体の残高も増加してきたものと考えられる。

なお、図表 2 から 5 は、地域銀行からの徴求資料をもとに金融庁において作成したものであるが、仕組貸出の複雑な商品性から一部に分類が困難なもの等も含まれており、その数値については一定の幅を持って解釈する必要がある。

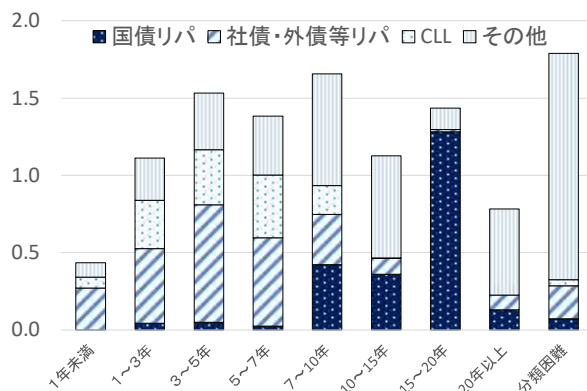
【図表 2】仕組貸出に取り組む地域銀行数



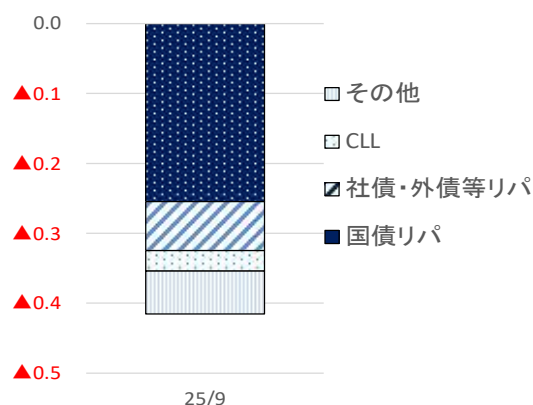
【図表 3】仕組貸出の残高（兆円）



【図表 4】仕組貸出の残存期間別残高（兆円）



【図表 5】仕組貸出の評価損益（兆円）



（注 1）図表 3 から図表 5 における「その他」は、コーラブルローンやアセットバックローン等が含まれる

（注 2）図表 4 では、複数債権をまとめて金融庁へ報告しているものも含むため、残存期間の集計が困難なものを「分類困難」と表記

（出典）金融庁作成

³ 仕組貸出の残高は地域銀行の総貸出残高に対し 3.4%程度を占める

III. モニタリングにおける主な論点等

金融庁では、前述の仕組貸出の取組状況を踏まえ、一部の地域銀行に対して、立入検査を含むモニタリングを実施した。以下では、モニタリングを通じて把握した仕組貸出に取り組む際の留意点と金融機関において求められる対応等について取りまとめた。

1. 商品性の留意点

仕組貸出の取組理由や経緯を確認したところ、多くの地域銀行では、地元向け貸出が伸び悩む中で余剰資金の運用や収益機会の多角化のほか、RORA（リスクアセット利益率）重視の経営や貸出における業種別の信用リスク分散、ALM 管理における金利リスクのヘッジ手段等を背景に注力しているとの回答がみられた。しかしながら、モニタリングを通じて把握したところによると、仕組貸出には、一般的に以下のような取組上の商品性の留意点があると認められる。

(1) リスク管理上の留意点

仕組貸出は、多くの場合、金利スワップやオプション等のデリバティブが組み込まれるほか、SPC（特別目的会社）等を活用して有価証券が貸出に変換される。その結果、複雑かつ複合的なリスク構造を持つこととなり、一般的な貸出や有価証券に比べて、商品のリスク特性を適切に把握することが困難になるほか、販売証券会社や信託銀行等への追加的な取引コストが発生する。

また、仕組貸出は、貸出として実質的に満期保有が前提となる商品のため、類似の有価証券と比較して金融機関の保有資産における流動性は低下⁴し、機動的な資産運用やストレス時のアクションプランの実行が阻害される。

(2) 開示上の留意点

仕組貸出は、その資金使途が有価証券の購入であるにも関わらず、会計上は「貸出金」⁵として開示される。そのため、貸出残高を対外的な経営目標や内部管理上の業務目標に設定している場合など、金融機関の経営陣や融資部門が外形的な貸出残高の増加又は維持を主目的に取り組む可能性がある。また、実質的には有価証券運用と同様に価格変動リスクを内包することになるが、時価評価や価格情報の開示が限定的となるため、会計上又は内部規程上の時価評価を回避することが主な取組理由となる可能性がある。

このように仕組貸出は貸出残高や時価情報の観点で外部のステークホルダー等に対して十分な説明がなされない懸念がある。特に、金利上昇局面では仕組貸出の形態で実質的に保有している債券

⁴ 仕組貸出が内包する流動性リスクとして、売却時に既存の流通市場がなく、買い手が主に販売証券会社に限定されることから、売却による資金化が困難、又は通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされる可能性がある

⁵ 仕組貸出は、SPC 等向け貸出として本部（地元）で実行される場合、多くは地元の中小企業向け「貸出金」に分類

等の評価損が発生しても財務諸表（貸借対照表）には反映されず、仕組貸出自体の時価情報も開示されないため、外部からリスクの実態を把握することが困難となり、ステークホルダーとの情報の非対称性が拡大する可能性がある。

【図表 6】 会計上の取扱い

		仕組貸出	有価証券 (満期保有目的)	有価証券 (その他有価証券)
評価損益	B/S への 反映	反映しない ⁶	反映しない	反映する
	開示	仕組貸出単体での 時価情報の開示なし ⁷	時価情報を有価証券 報告書に記載	評価差額金を貸借対照表 (B/S) に計上
流動性 (換金性)		販売証券会社等の買い取り はあるが、原則満期保有	原則満期保有	市場で売却可

2. 留意点を踏まえた対応

これまで述べてきた仕組貸出が持つ商品性の留意点を踏まえ、金融庁では、リスク管理態勢の整備と開示の適切性・充実の観点から地域銀行の実態把握を行い、懸念される事例（懸念事例）や参考となる事例（参考事例）を整理した。金融機関においては、こうした事例も活用し、自身が取り組む仕組貸出の規模・特性を踏まえながら、一層のリスク管理態勢の強化と開示の充実が求められる。

（1）リスク管理態勢の整備

仕組貸出は、デリバティブを組み込んだ金融商品であり、類似の有価証券（仕組債等）を参考にしつつ、その複雑な商品性に見合った実効的なリスク管理態勢の整備が求められる。そのため、金融庁では、金融機関におけるリスク管理態勢について、「経営戦略上の位置づけと組織体制」「入口審査」「期中管理」といったモニタリング項目に沿って実態把握を行った。

① 経営戦略上の位置づけと組織体制

仕組貸出の取組にあたっては、経営陣のリーダーシップの下、融資部門や市場部門に加え、リスク管理部門も交えながら経営戦略上の位置づけや経営体力（資本・収益）、リスクコントロール能力の観点などから取組の可否を決定することが重要である。表面的な貸出残高の増加や会計上の時価評価の回避等を主目的に取り組んでいないか、目先の収益にとらわれず、コストやリスクに応じたリターンが適切に確保されているかなど、自身の経営戦略と取組方針が合致しているかを慎重に検討すべきである。

⁶ 貸出金として貸倒引当金を控除

⁷ 仕組貸出を含む貸出金全体の時価情報については有価証券報告書で開示

その上で、仮に金融機関が仕組貸出に取り組む場合は、その目的・方針を明確化した上で、実行に移すための必要な組織体制を整備し、内部規程・マニュアルの策定等を通じて各部門の管理者それぞれの役割や権限を明確に定める必要がある。また、仕組貸出は、有価証券運用と類似の商品性を持つ一方、貸出の形態を取るため、融資部門と市場部門の役割分担が不明確になる傾向があるほか、販売証券会社や SPC、信託銀行といった関係先も多岐にわたる。そのため、所管部署は、金融機関内外の関係先と適時適切に協議・連携していくことが重要である。そして、経営陣は、こうした仕組貸出の商品性を踏まえつつ、リスクテイクに見合った組織体制を整備し、適性のある人材の確保や育成について継続的に取り組んでいく必要がある。

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 融資部門は年間貸出目標を達成するための調整弁として、短期で大口の貸出が可能な仕組貸出に注力 [一定数] ▲ 金利上昇により有価証券評価損が拡大し、内部管理上の損失限度額やリスク資本配賦の余力が減少。こうした行内規程に抵触せずに債券を買い増すため、時価評価の不要な仕組貸出の取組を開始 [一定数] ▲ 所管は融資部門であるが、有価証券運用やデリバティブ取引等に知見のある市場部門等との連携が不足 [一定数] ▲ 専門人材不足のため、所管部署が案件推進（1線）と審査（2線）を兼務し、相互牽制が不十分 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去、貸出残高増を目的に大手金融機関向けの仕組貸出に注力していたが、地域経済の活性化という経営方針を踏まえ、近年は新規実行を停止 [少数] ● 直接取引の難しい地域外の顧客に対する与信枠の利用の一環として、信用創造を伴うクレジット系商品（例えば、社債をリパッケージした商品等）に限定して取組 [一定数] ● 取引を行う1線は専門知識や実務経験のある部署（ストラクチャードファイナンス部等）とし、管理を行う2線のリスク管理部門・審査部門が牽制 [多数] ● 法人手数料の収益補完を目的に過大なアップフロントフィー⁸を設定し、利息の前取や損益調整をしている実態を踏まえ、2線のリスク管理部門が融資実行時のチェックリストに当該取組を牽制するための項目を追加するなどの対応を実施 [少数] ● 取組開始にあたって、市場性ローン取扱規程等の内部規程やマニュアルを作成 [多数]

⁸ 貸出手数料等の名目で仕組貸出の融資実行時に借受人（銀行が組成した SPC）から貸付人（銀行）へ支払われる一定の手数料（仕組貸出では、実質的に銀行が将来得るはずの利息の一部を、融資実行時に一括して受領することになる）

② 入口審査

入口審査においては、組織全体の取組方針を踏まえつつ、取引スキームの確認や商品性を踏まえた各種リスク⁹の把握・分析、リスクカテゴリーや商品別の保有限度枠の設定、期中管理のために販売業者から入手できる情報の確認等を行い、他の貸出や類似の商品性を持つ有価証券とも比較しながらコストやリスクに見合ったリターンが確保されているかを判断する必要がある。仕組貸出は、満期到来までに資金化することが困難な流動性に乏しい商品が多いため、不採算な資産が長期固定化しないためにも入口審査が極めて重要である。

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 類似の商品性を持つ有価証券と比較して、コストやリスクに見合ったリターンが確保されているかの分析が未実施 [一定数] ▲ 商品購入の際のチェックシートは作成しているものの、商品概要や外部格付の記載等にとどまり、カウンターパーティリスク等の商品属性を踏まえたリスクの検証項目は限定的 [一定数] ▲ 金利リスク、流動性リスク、スワップカウンターパーティリスク、オプションの非線形リスク等の計測が不十分 [一定数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の販売証券会社へ同条件を提示し、商品内容・価格を比較。一定の RORA 基準を満たした商品を購入 [多数] ● リスクカテゴリーごと（金利、クレジット、業種、国・地域など）に他のエクスポージャー（有価証券、貸出金等）と合算で保有限度枠を設定 [一定数] ● 仕組債や他のストラクチャードファイナンスと区別して仕組貸出単体で保有限度枠を設定。また、必要に応じて、仕組貸出内でも商品区分（リパッケージローン、CLL など）ごとに限度枠を管理 [一定数] ● リスク資本配賦対象として、信用リスクやオプションの非線形リスクを考慮した金利リスクを計測 [一定数] ● IRRBB（銀行勘定の金利リスク）規制対応について、行内システムの制約から、仕組貸出に内包されるオプションを反映した ΔEVE の計測が未実施。今後、システム改修を通じ、規制上求められるリスク計測の高度化を行う予定 [少数]

⁹ 金利・流動性リスク、裏付資産（リパッケージローン）・参照組織（CLL）の信用リスク、コール条項の特性、デリバティブ取引に係るカウンターパーティリスク、オプションの非線形リスク 等

③ 期中管理

期中管理においては、時価情報や関連指標¹⁰の継続的な確認、損失限度額管理、ストレステスト、ALM 管理、経営陣等への報告など、商品の残高・リスク特性を踏まえながら必要な管理態勢を整備する必要がある。特に時価情報に関しては、業者からの情報に加え、自らその内容を検証することが望ましく、他の有価証券と同様に経営陣や ALM 委員会等へ定期的に報告し、期中のリスク量や評価損益を管理していくことが重要である。

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 時価情報の把握に留まり、損失限度額の設定や評価損（逆ザヤ）銘柄の処理要否の具体的な検討が未実施 [一定数] ▲ 経営陣に対しては、金利リスク量や評価損益を報告していない（又は大きく評価損が発生した一部商品のみを報告）。そのため、経営陣が保有銘柄全体の現状を把握できる体制の構築が不十分 [一定数] ▲ 長期固定金利の特性を持つ仕組貸出（資産サイド）に取り組むものの、それに見合う資金調達（負債サイド）の金利リスクの管理ができていないなど、ALM 管理の観点から検証が不十分 [一定数] ▲ 自己資本比率規制上のリスクアセットについて、裏付資産（債券）のリスクウェイトのみを反映し、デリバティブ・信用評価調整（CVA）リスク部分は考慮されていない。その結果、実態を踏まえた自己資本比率の算定が未実施 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 時価を把握可能な商品に限定して取り組んでおり、販売証券会社から定期的に業者時価（もらい時価）を入手 [多数] ● 業者時価と独自で計算した内部時価を比較し、価格の妥当性を検証 [一定数] ● 時価情報に加え、関連する外部格付や CDS、株価、ニュース等の動向を確認 [多数] ● 仕組貸出を含むストラクチャードファイナンス全体で損失限度額やアラームポイント、アクションプランを設定 [少数] ● 信用リスク（他の事業性貸出と合算）や金利リスク（銀行勘定全体の金利リスク）の観点から仕組貸出も合算してストレステストを実施 [一定数] ● 仕組貸出に係る時価情報、保有方針、金利リスク量等を ALM 委員会へ定期的に報告 [一定数]

¹⁰ 裏付資産（リパッケージローン）・参照組織（CLL）の外部格付や決算のほか、先行指標となりうる金利や CDS、株価、ニュース等の情報 等

(2) 開示の適切性・充実

仕組貸出は、制度上、評価損益の財務諸表への反映や仕組貸出単体の時価評価の開示は必須ではない。しかしながら、仕組貸出の取組が金融機関の財務に一定の影響を及ぼす場合には、残高や時価情報（評価損益）、今後の取組方針、リスク管理態勢の整備状況など、適切な情報開示を行うことが望ましい。こうした開示は、外部のステークホルダー等に対して、財務の健全性やリスク管理の実態を正しく伝えるためには必要であり、情報の非対称性の解消や市場における信頼性確保に資するものである。

この点、モニタリング対象先では、次のようにディスクロージャー誌等で仕組貸出に係る残高等を自主的に公表している参考事例も見られた。

参考事例	<p>仕組貸出に関する以下の事項について、決算説明資料や有価証券報告書、ディスクロージャー誌等の公表資料で開示</p> <ul style="list-style-type: none">● 貸出残高の推移や今後の貸出計画・取組方針 [多数]● 有価証券報告書における時価の算定方法（裏付資産の市場価格を反映した業者時価、将来キャッシュフローの割引現在価値やオプション価格モデル等により算定した時価など） [少数]● 商品特性を踏まえたリスク管理態勢の整備状況（関連部門間の連携による有価証券との一体運用、非線形リスクを考慮して一般的な貸出とは別枠で管理、各種リスク項目の定期的な把握・分析等） [少数]
------	--

IV. 今後のモニタリング方針

金融機関が仕組貸出に取り組む際は、自身の経営戦略と取組方針が合致しているか、商品性や内包するリスクを正確に把握した上で、類似の商品性を持つ有価証券と同水準のリスク管理態勢が整備されているかを改めて確認する必要がある。そして、仕組貸出の取組が自身の財務に一定の影響を持つ場合には、決算関係資料等のディスクロージャー誌での残高や時価情報等の任意開示を行い、外部のステークホルダー等に対し、適切に説明を行うよう努めていく必要がある。

金融庁としては、本レポートでのモニタリング結果も踏まえ、各金融機関から自身の取組状況や残高・時価情報等の開示状況に関する情報を定期的に徴求し、検査を含む個別金融機関へのモニタリングを通じて、引き続き、リスク管理態勢の整備や開示の充実を促していく。